

I 平城宮・京の発掘調査地区割り

平城宮跡および平城京跡の発掘調査では、当初、主として水田の畦畔で大地区及び中地区の境界を設定していたためその形状は不整形であり、また各調査区に近い基準点を原点(0,0)としていたため相互の関係も不規則であった。その後一定の整理は行ったものの(図3;学報第25冊「平城京左京三条二坊」付章・平城京跡発掘調査要綱より)、必ずしもじゅうぶんではなかった。また、平城宮跡の調査では、国土調査法による国土方眼座標第VI系の方眼北に対して $0^{\circ}07'47''$ 西偏する局地座標系(平城座標系)を用いていたため、国土方眼座標第VI系を用いていた平城京跡の発掘調査との整合性に問題が生じていた。今回、こうした問題を解決するため、平城宮跡においても局地座標系の使用を中止し、国土方眼座標第VI系を用いることとするなど、下記のと通りの改正を行うことにした。

なお、本調査部では1989年度からこの改正地区割りの適用を開始した(ただし、第198次B区、同C区、200次調査は除く)。さらに1990年度からは奈良県、奈良市、大和郡山市が平城京跡で発掘調査を行う際にも、この改正地区割りを使用することで合意を得た。このことにより、平城京跡での発掘調査位置等に関する情報の交換が円滑になることが期待される。

地区割りの改正については、1987年度から検討を進めてきた。従って1987、88年度に行われた発掘調査においては、暫定的な地区割りを使用しているので、留意されたい。

1 平城宮跡の発掘調査地区割り

1 座標系

従来は国土方眼座標第VI系の方眼北に対して $0^{\circ}07'47''$ 西偏する局地座標系(平城座標系)を用いていたが、これを廃止し国土方眼座標第VI系を用いる。

2 大地区

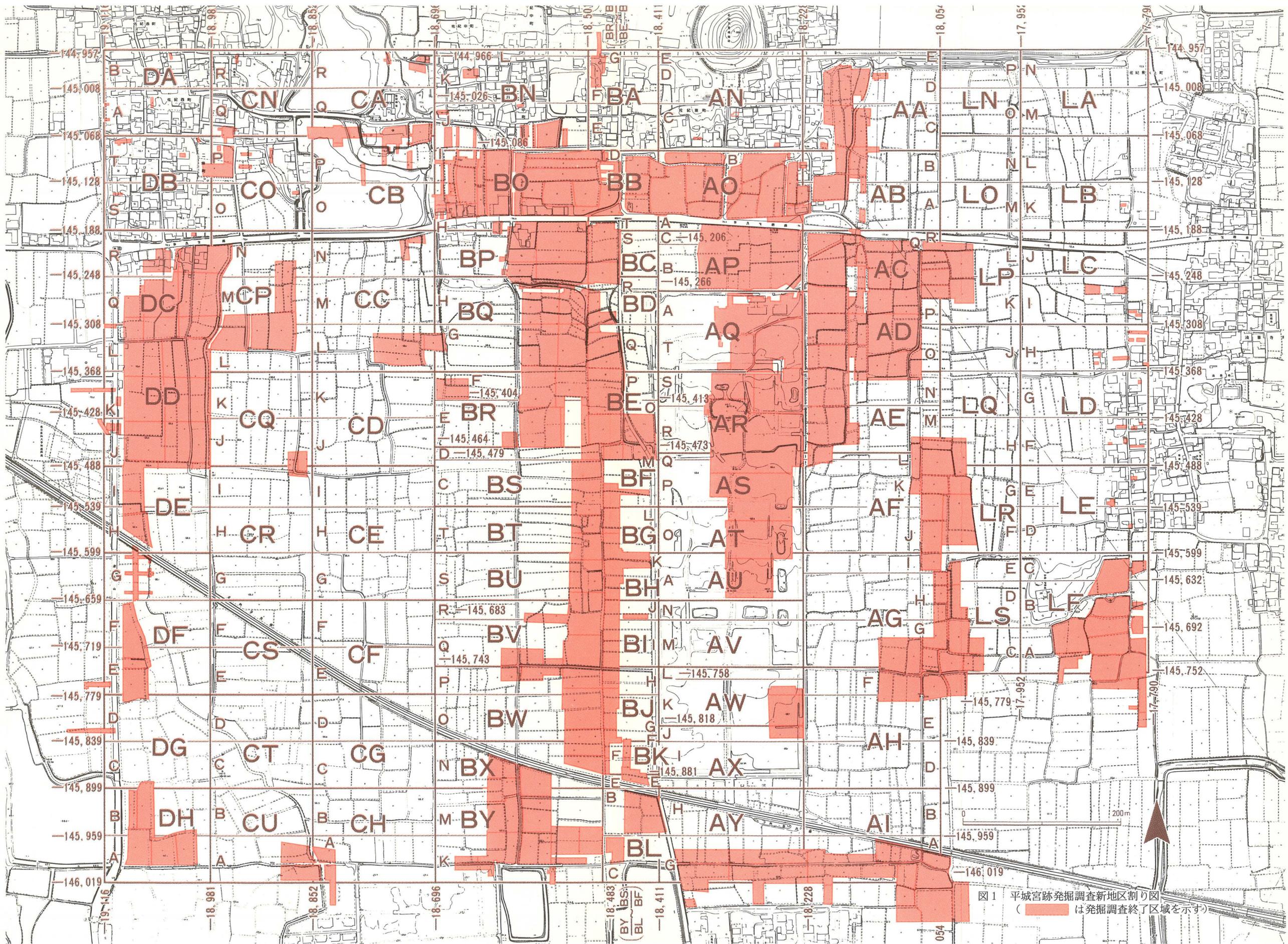


図1 平城宮跡発掘調査新地区割り図
 (〇 は発掘調査終了区域を示す)

宮跡を南北に長い帯状に9分割し、東からLA~LF, LN~LS, AA~AI, AN~AY, BA~BL, BN~BY, CA~CH, CN~CU, DA~DHの順で大地区名を与える。それぞれの大地区境界は、国土方眼座標第VI系において $X = 3A$, $Y = 3B$ (A, Bは整数) で表される直線とする(図1)。

3 中地区

大地区南端から60m毎で区切り、1中地区とする。ただし、大地区北端の中地区の南北幅が60mにならない場合もある。東西幅は大地区東西幅と同じである。中地区名として、各中地区のこれまでの調査で使用されていないアルファベットを与える(図1)。たとえば、新大地区6ABIではI, J、6ABJではG, Hのアルファベットを新中地区名として与える(図2)。

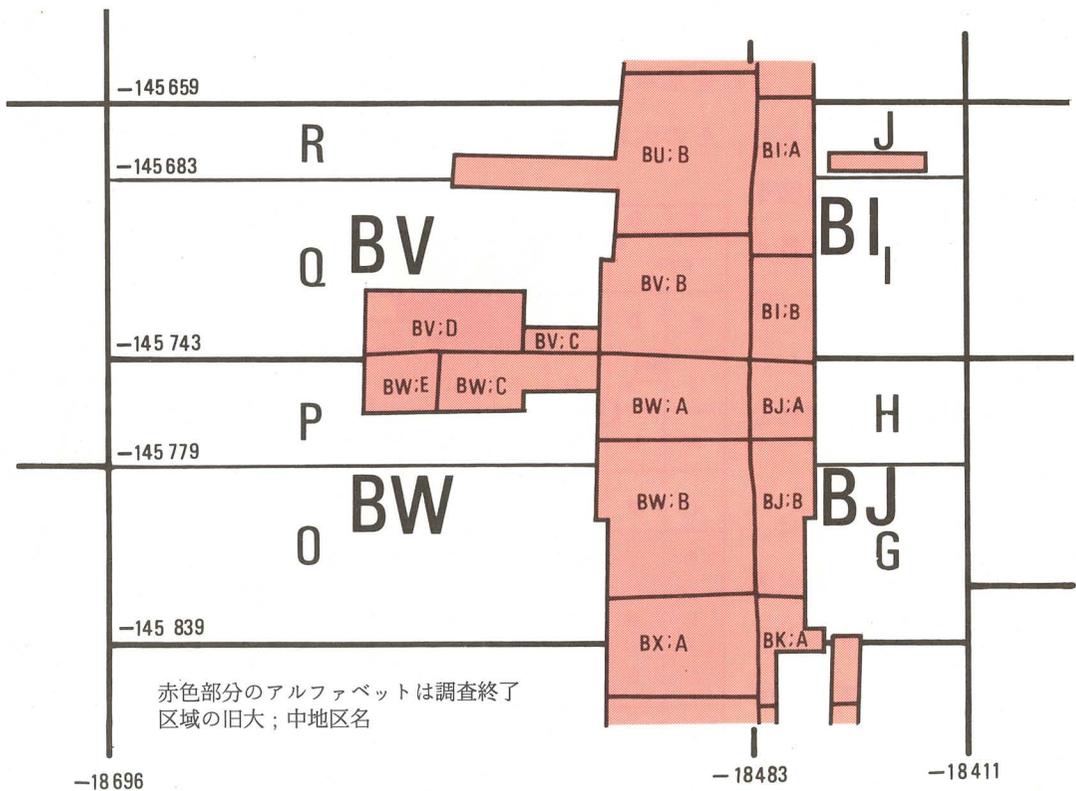


図2 平城宮跡大・中地区割り例

4 小地区

国土方眼座標第VI系のX軸及びY軸ののった3m方眼で、中地区南東隅の小地区をA10とし、北に向かってB10, C10…、西に向かってA11, A12…と命名。

2 平城京跡の発掘調査地区割り

1 座標系

従来通り国土方眼座標第VI系を用いる。

2 大地区

平城京朱雀大路心と同二条大路計画心との交点に近い点（国土方眼座標 $X = -146,019$, $Y = -18,585$ ）を基準に、南北方向、東西方向共に531m（約1,800尺）毎に区切り、その境界線で囲われた一辺531mの正方形（ほぼ1坊分に相当）を1大地区とし、これを基本大地区と呼ぶ。寺院跡及び東西両市跡については、推定域を大地区とし、その大地区境界は、推定域境界付近の基本大地区境界線、または基本大地区

南北及び東西方向に各4分割した線をあてる（図4, 5, 6）。ただし、海龍王寺を唯一の例外とする（図7）。

大地区名については、おおむね従来の大地区名（図3）を踏襲するが、以下の点について改正する。

- ①朱雀大路跡、羅城門跡を独立した大地区と

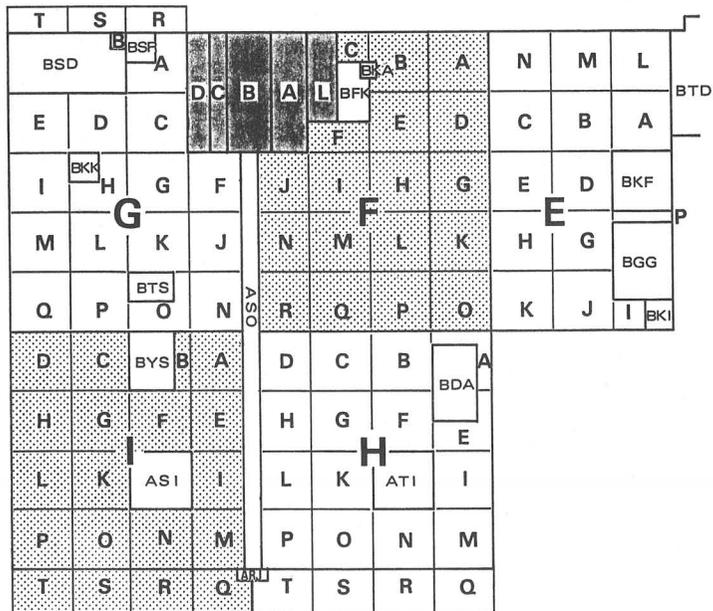


図3 旧来の平城京跡発掘調査地区割り図

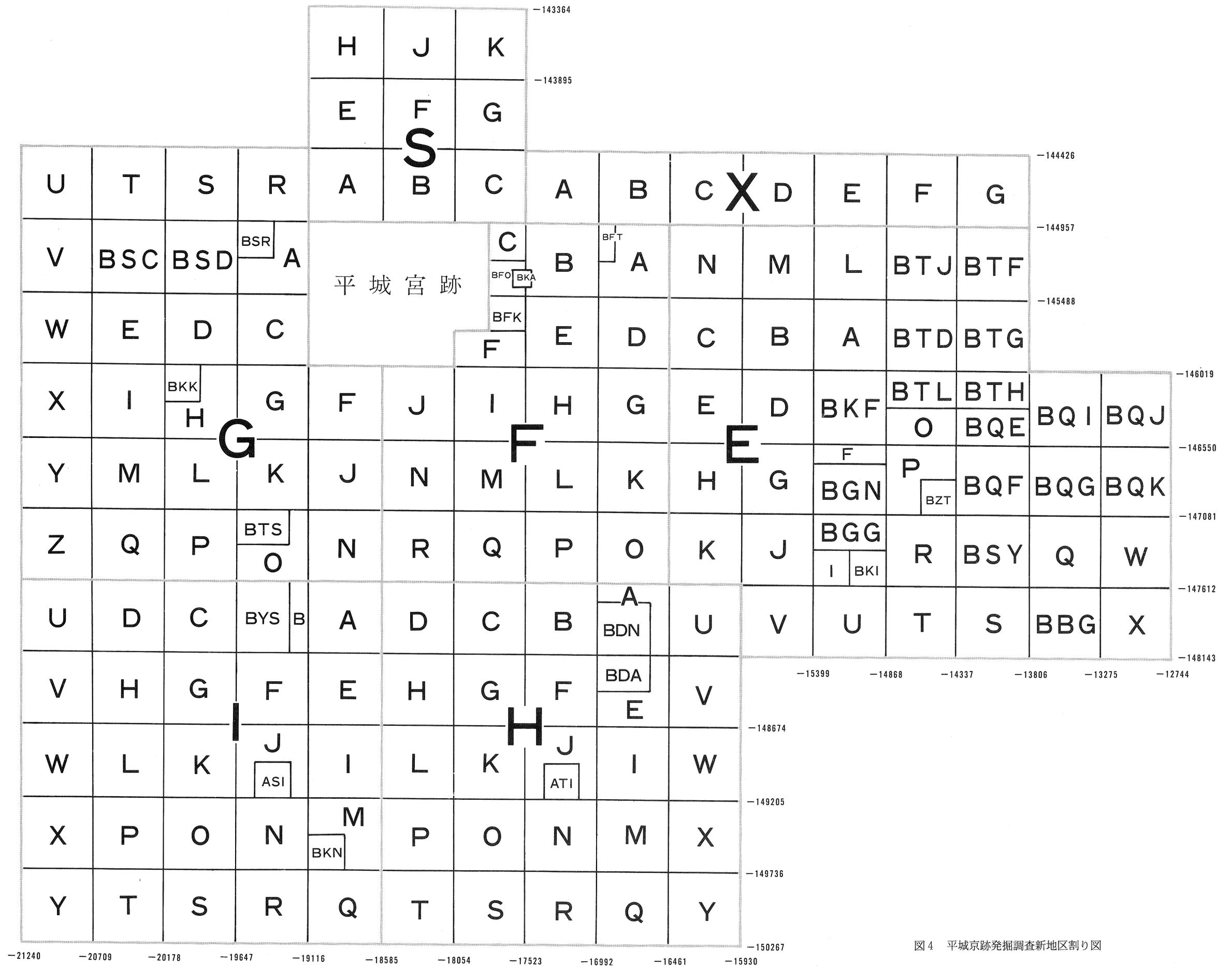


図4 平城京跡発掘調査新地区割り図

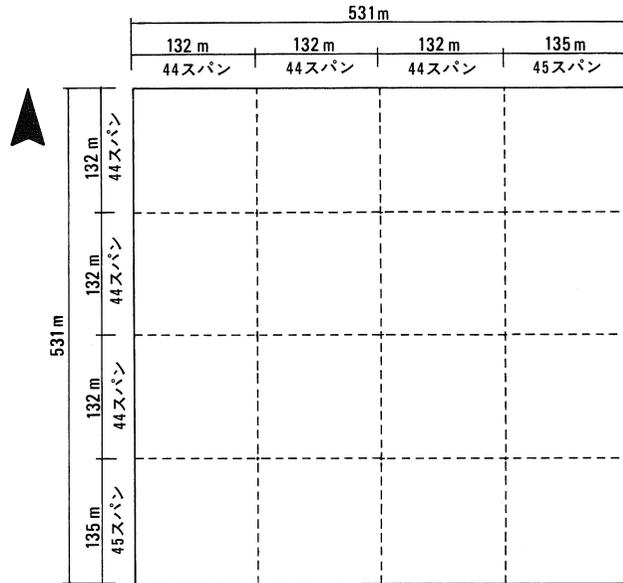


図5 平城京跡基本大地区16分割線

	264 m 88スパン		132 m 44スパン	135 m 45スパン	
B	K	6BDN		B	K
A	J			A	J
I	R			I	R
H	Q			H	Q
G	6	P	6BDA	G	6 P
F	A	O		F	A O
E	H	N		E	H N
D	F	M		D	V M
C		L	6AHE	C	L
B	K			B	K
A	J			A	J
I	R			I	R
H	Q	6AHI		H	Q

図6 平城京跡大・中地区割り例

していたのをやめ、
基本大地区に含める。

②松林苑および京外
周域に新たに基本大
地区を設ける。

③寺院跡等のうち2
つ以上の基本大地区
にまたがるものにつ
いては各基本大地区
毎に大地区名を与え
る。(東大寺・春日
大社・元興寺・大安
寺・法華寺・西大寺)

ただし、海龍王寺は
2つの基本大地区に

またがるが、寺域が狭小なので大地区名としては6BKAのみとする(図7)。

④東西両市跡として大地区名を与えるのは4坪分で、市町推定地は含めない。
^{注1)}

3 中地区

基本大地区を東西に二分(東側267m、西側264m)したうえで、南端から60m毎に区切り(北端の中地区I、Rが南北長51m)、それを1中地区とする。中地区名は、大地区東側南端から順にA~I、西側に移って同じく南端から順にJ~Rと命名する(図8)。

4 小地区

国土方眼座標のX軸及びY軸にのった3m方眼で、中地区南東隅の小地区をA10とし、北に向かってB10、C10…、西に向かってA11、A12…と命名(図9)。

(小野健吉)

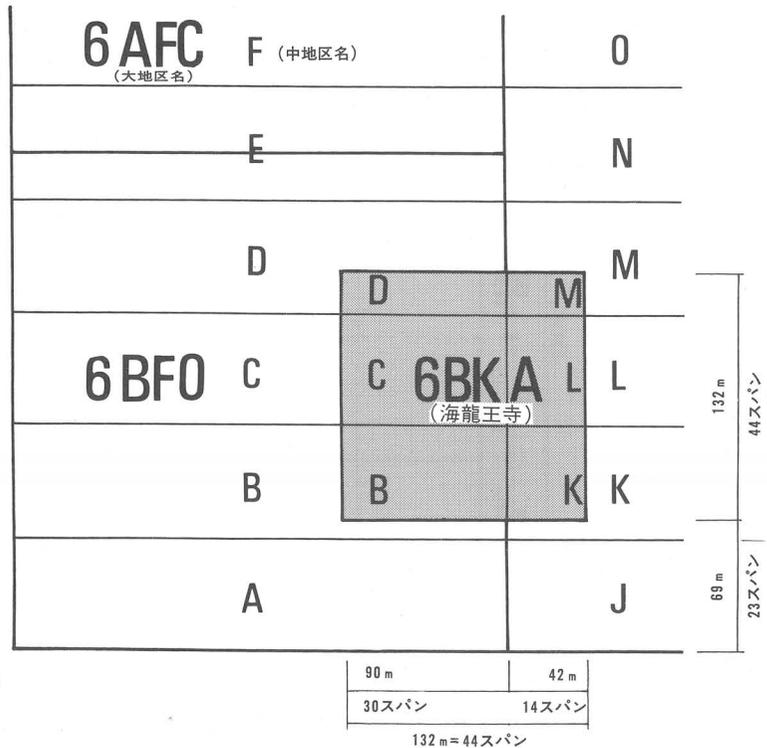


図7 海龍王寺の地区割り図

注1)、2) 図9は中地区A～H(図8)における小地区割りを示す。中地区Iは南北方向の小地区がQ(ライン)までである。また、中地区J～Qは東西方向の小地区が97(ライン)までである。さらに、中地区Rは南北方向の小地区がQ(ライン)で、東西方向の小地区が97(ライン)までである。

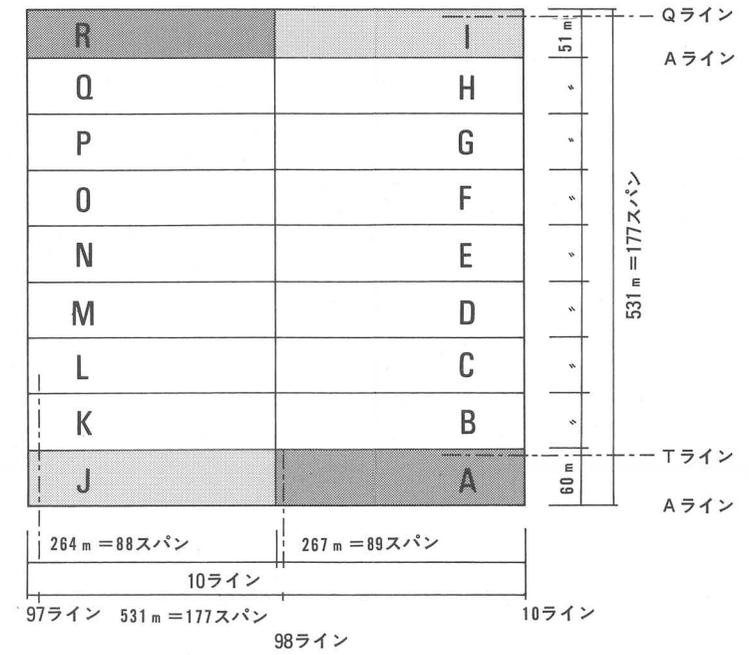


図8 平城京跡の中地区割り図

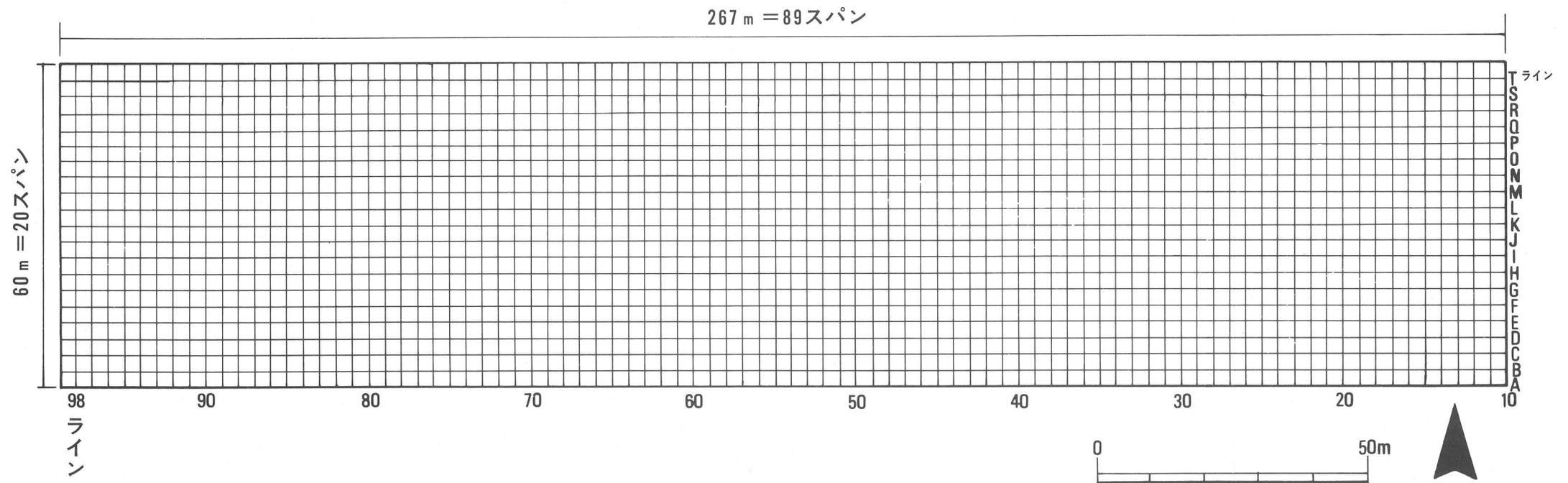


図9 平城京跡の小地区割り図 (1 : 1000)